

一般社団法人 全日本テコンドー協会 寄附金取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人全日本テコンドー協会（以下、「当法人」という。）が寄附者から金銭その他の財産又は経済的利益を受ける場合の取扱いについて定め、もって財産の適正な管理等に資することを目的とする。

(寄附金の種類及び募集)

第2条 当法人が寄附者から受ける寄附金は、次の寄附金（以下、総称して「寄附金」という。）とする。

- (1) 一般寄附金（寄附者が寄附を行う時に用途を特定しない寄附金をいう。）
- (2) 特定寄附金（寄附者が寄附を行う時に用途を特定する寄附金をいう。）
- 2 寄附金には、金銭以外の財産及び経済的利益（以下、「寄附物品等」という。）を含むものとする。
- 3 当法人は、常時、寄附金を募るものとする。

(寄附の申入れがあった場合の取扱手続)

第3条 寄附者から当法人に対し寄附の申入れがあった場合には、会長がその寄附の申入れの内容を確認しなければならない。

- 2 寄附を受ける場合には、理事会の承認を得なければならない。ただし、事前に理事会の承認を得ることが困難な場合には、会長、専務理事又は常務理事の承認を得た上で寄附を受け、速やかに理事会の承認を得るものとする。
- 3 寄附者が当法人の協賛企業である場合や、寄附者による寄附が2回目以降の場合には、寄附を受けるに際し、経営会議の承認で足りるものとする。
- 4 前2項の定めに従って承認を得た場合には、次の事項を記載した書面を寄附者に交付しなければならない。
 - (1) 寄附者の住所及び氏名
 - (2) 寄附金の額（寄附物品等の寄附である場合には、その種類等）
 - (3) 一般寄附金又は特定寄附金の別
 - (4) 寄附金の用途（寄附金が特定寄附金である場合に限る。）
 - (5) その他必要な事項
- 5 当法人は、寄附金を受けた場合には、速やかに、寄附者に対し、受領書を発行するとともに、文書等によって謝意を表すものとする。

(寄附金の使途)

第4条 一般寄附金は、理事会の決議により、その使途を決定する。

- 2 特定寄附金は、寄附者が特定した使途に使用するものとする。ただし、特定寄附金の全部又は一部を寄附者が特定した使途以外の使途に使用すること（以下、「目的外使用」という。）について寄附者の書面による承認を得た場合で、かつ、特定寄附金の全部又は一部の目的外使用を行うことについて理事会の承認を得た場合には、その理事会の承認を得た金額について目的外使用を行うことができる。

(寄附金の事務処理手続)

第5条 寄附金として受けた金銭は、特別な預金口座に入金し、別途、受払いを管理しなければならない。

- 2 寄附物品等の中の固定資産については、適正な評価額により固定資産に計上するとともに、財産管理台帳等に記載しなければならない。
- 3 固定資産で登記を要するものについては、寄附者の協力を得て必要な登記をしなければならない。

(個人情報保護)

第6条 寄附者に関する個人情報については、次の目的にのみ利用するものとし、別に定める個人情報保護規程に基づき、細心の注意を払って管理をするものとする。

- (1) 寄附金に関する事項の確認のための問い合わせ
- (2) 第3条第4項の受領書の発行
- (3) 第3条第4項の謝意の表示

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、寄附金等に関して必要な事項は、総務委員会が別に定める。

附則 [平成28年2月23日制定]

- 1 平成28年2月23日の平成28年度第5回理事会において承認されたこの規程は、同日（以下、「施行日」という。）から施行する。
- 2 この附則に別段の定めがあるものを除き、この規程は、当法人が施行日以後に受ける寄附金について適用し、当法人が施行日前に受けた寄附金については、なお従前の例による。

- 3 第4条の規定は、施行日以後に使用される寄附金について適用し、施行日前に使用された寄附金については、なお従前の例による。
- 4 当法人が施行日前に受けて施行日に特別な預金口座で管理をしている寄附金については、施行日をもって第5条第1項の特別な預金口座に入金されたものとみなす。

附則〔平成30年9月15日改正〕

平成30年9月15日の定例理事会において承認された第3条の改正は同日から施行する。

【寄附書の書式例】

寄 附 書

平成〇年〇月〇日

一般社団法人全日本テコンドー協会

会長 〇〇〇〇 殿

住 所

氏 名 〇〇〇〇 ㊟

私は、下記のことを貴法人に寄附いたします。

記

1 現金 円

2 物品・固定資産

(量・種類等の内訳を記載)

3 上記の利用目的

- (1) 〇〇事業に使用されたい。
- (2) 貴法人の公益目的事業全般に使用されたい。
- (3) 特に使用目的については特定しません。

4 その他